

美作市情報公開条例第12条第1項に基づく諮問について(答申)

平成25年4月11日

美作市長 安東美孝様

美作市情報公開・個人情報保護審査会

会長 判野裕作

平成25年1月24日付美作ク建第110号に係る下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第6号

美作クリーンセンター造成等工事の設計書・仕様書(以下「設計書等」という。),
及び美作クリーンセンター造成等工事の予定価格決定伺書(以下「伺書」という。)
の公開請求に対し, 設計書等について部分公開とし, 伺書について文書不存在のため非公開とした決定(美作ク建第91号)に対する, 個人A<原文実名>(以下「異議申立人」という。)がした異議申立てについての諮問

(別紙)

第1 当審査会の結論

美作ク建第91号に係る美作市長の決定は、いずれも妥当である。

第2 異議申立て及び審査の経緯

1 異議申立人からの公文書公開請求

異議申立人は、平成24年11月20日、美作市長に対し、美作市情報公開条例(平成17年美作市条例第10号、以下、単に「条例」という。)第6条第1項に基づき、「美作市河内・杉原及び勝央町豊久田地籍に亘って実施の美作クリーンセンター造成等工事の予定価格根拠が分かる書類一式」について、公文書公開請求をした。

2 非公開決定

上記1の公開請求に対し、美作市長は、請求のあった公文書を設計書等及び伺書と特定した。

そして、美作市長は、平成24年12月3日、設計書等について部分公開とし、伺書について文書不存在のため非公開とする決定(美作ク建第91号)を行った。

また、美作市長は、異議申立人に対し、当該非公開決定を通知した。

3 異議申立て

上記2の非公開決定に関し、異議申立人は、美作市長に対し、平成25年1月8日、設計書等のうち非公開とされた部分及び伺書を公開することを求める異議申立てを行った。

これを受け、美作市長は、平成25年1月24日、条例第12条第1項に基づき、当審査会に対し、諮問第6号に係る諮問を行った(美作ク建第110号)。

4 理由説明書の提出

美作市長は、当審査会に対し、平成25年2月6日、美作市情報公開・個人

情報保護審査会運営要領(以下「運営要領」という。)第3条第1項に基づき、部分公開決定及び非公開決定についての理由説明書を提出した(美作ク建第121号)。また、当審査会は、異議申立人に対し、運営要領第3条第2項に基づき、理由説明書の写しを送付した。

5 意見書の提出

異議申立人は、当審査会に対し、平成25年2月12日、運営要領第4条第1項に基づき、「理由説明書に対する意見について」という表題の下、上記4の理由説明書に対する意見書を提出した。また、当審査会は、美作市長に対し、運営要領第4条第2項に基づき、意見書の写しを送付した。

6 審査会の開催

当審査会は、平成25年3月6日、平成24年度第3回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、諮問第6号について協議を行った。

第3 異議申立人の主張の概要

1 設計書等の部分公開決定について

入札前ならいざ知らず、入札も発注も終了し工事の完工も間近な本件について、条例第9条第3号には該当しない。

2 何書の非公開決定について

本件工事価格が5億2279万1000円であったにもかかわらず、予定価格の決裁権者である美作市長がいかなる理由で予定価格を5億2000万円ちょうどにしたのかというプロセスについて、実態を把握し、一市民としては是正すべき点があれば是正すべく、文書の公開を求める。

第4 美作市長の主張の概要

1 設計書等の部分公開決定について

設計書等の中の、見積徴収価格と市場価格(建設物価・積算資料)との比較表

(単価査定表)に記載されている、見積徴収業者名については、条例第9条第3号に該当するため、非公開とした。

2 伺書の非公開決定について

美作クリーンセンター造成等工事の予定価格は、設計書、仕様書等によって決裁権者(予定価格書作成者)が決定しており、担当部局が、予定価格決定に関し、具体的な金額を記載した文書を作成することはない。

よって、伺書は存在しないから、非公開とした。

第5 当審査会の判断

1 設計書等の部分公開決定について

(1) 本件と類似の事案に関する答申例

内閣府情報公開審査会の平成21年12月7日付答申(同日付で複数の答申がされているが、事案はいずれもほぼ同一である。)は、名古屋地方法務局において平成18年4月1日から平成20年2月11日までの間に締結された契約についての競争入札に係る入札調書、契約書及び仕様書のうち、落札者以外の参加業者名を非公開とし、入札金額等を公開とした(入札金額等は、原処分では非公開とされたが、上級庁が公開した。)決定について、

「このような記載が公にされると、当該法人において、どのような役務に対して、どのような金額で応札したか、及び改札された結果、落札には至らなかったという情報が明らかとなり、このことは、当該法人の競争上の地位を害するおそれを生じさせる」

として、妥当であるとの判断を行った。

(2) 本件の検討

設計書等のうち非公開とされた部分には、美作クリーンセンター建設工事の価格を見積もるために、美作市の求めに応じて、各社が製品納入を行う場合の見積価格を報告した会社の名称が記載されている。

こうした会社の名称が公開されると、当該業者が製品を納入する場合、どのような金額で納入されるのか、各社の納入状況などの情報が明らかとなる。

今後、他の地方公共団体が同様のクリーンセンター建設事業等を計画し、各社が製品納入の入札に参加する可能性も十分に考えられることも併せ考えれば、こうした情報が公開されることにより、各社の競争入札における競争上の地位は害されると認められる。

(3) 小括

したがって、設計書等の中の見積徴収業者名は、条例第9条第3号に該当する。

2 何書の非公開決定について

(1) 公文書の存否の主張立証責任

文書の不存在を理由としてされた公文書非公開決定の取消訴訟において、当該公文書の存否の主張立証責任について、東京高判平成23年9月29日は、

「開示請求の対象である行政文書を行政機関が保有していないこと(当該行政文書の不存在)を理由とする不開示決定の取消訴訟においては、開示請求者が、行政機関が当該行政文書を保有していること(当該行政文書の存在)について主張立証責任を負…うと解するのが相当である。」

「①過去のある時点において、当該行政機関の職員が当該行政文書を職務上作成し、又は取得し、当該行政機関がそれを保有するに至り、②その状態がその後も継続していることを主張立証すべきことになる。」

「開示請求者の側において上記①を主張立証した場合には、…上記②が事実上推認され、特段の事情がない限り、当該行政機関は上記不開示決定の時点においても当該行政文書を保有していたと推認されるものというべきである。これは、事実上の推認であるから、控訴人において、当該行政機関が不

開示決定の時点においても当該行政文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた場合には、その推認が破られることになることはいうまでもない。」と判断した。

この裁判例から、本件では、まず、

「i 過去のある時点において、美作市の職員が、伺書を職務上作成し、又は取得し、美作市長がそれを保有するに至ったこと」

を、異議申立人が主張立証しているかを検討し、この点が主張立証できている場合には、次に、

「ii 美作市長が非公開決定の時点においても当該公文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた」

かどうかを検討すべきである。

(2) 本件の検討

異議申立人は、縷々主張をしているが、その内容は、美作市に対する不満や意見に終始しており、予定価格を決定した根拠が分かる公文書が過去のある時点において存在していたことについて、何ら主張立証するものではない。

むしろ、美作クリーンセンター造成等工事の予定価格は、設計書、仕様書等によって決裁権者(予定価格書作成者)が決定しており、担当部局が、予定価格決定に関し、具体的な金額を記載した文書を作成することはない。

そのため、請求に係る公文書は存在しないと認められる。

(3) 小括

したがって、

「i 過去のある時点において、美作市の職員が、伺書を職務上作成し、又は取得し、美作市長がそれを保有するに至ったこと」

は、異議申立人において何ら主張立証されていないから、

「ii 美作市長が非公開決定の時点においても当該公文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた」

か否かを検討するまでもなく、伺書は存在しないと認められる。

3 まとめ

以上1及び2から、設計書等の一部を非公開とし、伺書を文書不存在のため非公開とした美作市長の決定は、いずれも妥当である。

以 上

見積徴収価格と市場価格(建設物価・積算資料)との比較表(単価査定表)

コンクリート二次製品

製品名	規格	単位	見積単価										建物・積算単価			
			見積単価	加が単価	査定率	査定単価	見積単価	加が単価	査定率	査定単価	見積単価	加が単価	査定率	査定単価	建物・積算単価	採用単価
ボックスカルバート	700*700*2000 2260kg	本	95,900	95,900	77.5%	74,300	95,900	95,900	77.5%	74,300	95,900	95,900	77.5%	74,300	74,300	74,300
T-25	1600*1200*2000 4910kg	"	215,300		77.5%	166,800	215,300		77.5%	166,800	215,300		166,800	166,800	166,800	
"	1600*1200*2000(箱抜)	"			77.5%	0			77.5%	0	193,800		150,100	150,100	150,100	
"	1600*1200*1200(凹無)	"			77.5%	0			77.5%	0	269,300		133,400	133,400	133,400	
"	1600*1200*1000(箱抜凹無)	"			77.5%	0			77.5%	0	269,300		208,700	208,700	208,700	
"	1600*1200*1845/1160(箱抜凹無F付)	"			77.5%	0			77.5%	0	269,400		208,700	208,700	208,700	
"	1600*1200*1845/1161(箱抜凸無F付)	"			77.5%	0			77.5%	0	269,400		208,700	208,700	208,700	
"	1600*1200*1161/1845(箱抜凹凸無F付)	"			77.5%	0			77.5%	0	253,000		196,000	196,000	196,000	
"	1600*1200*1008/1692(箱抜凸無F付)	"			77.5%	0			77.5%	0	260,400		201,800	201,800	201,800	
"	1600*1200*1077/1761(箱抜凹無F付)	"			77.5%	0			77.5%	0	268,900		208,300	208,300	208,300	
"	1600*1200*1156/1840(箱抜凸無F付)	"			77.5%	0			77.5%	0	269,900		209,100	209,100	209,100	
"	1600*1200*1850/1165(箱抜凹凸無F付)	"			77.5%	0			77.5%	0	247,600		191,800	191,800	191,800	
"	1600*1200*1642/958(箱抜凸無F付)	"			77.5%	0			77.5%	0	172,200		133,400	133,400	133,400	
"	1600*1200*1000(箱抜凸無)	"			77.5%	0			77.5%	0	172,200		133,400	133,400	133,400	
"	1600*1200*1000(箱抜凹無)	"			77.5%	0			77.5%	0	172,200		133,400	133,400	133,400	
自由勾配側溝用	車道用300 * 500 44kg	枚									2,480	2,480	50.0%	1,240	1,240	
蓋板 T-25	車道用400 * 500 65kg	"									3,630	3,630	50.0%	1,810	1,810	
"	車道用500 * 500 88kg	"									5,020	5,020	50.0%	2,510	2,510	
"	車道用800 * 500 173kg	"									9,800	9,800	50.0%	4,900	4,900	
"	車道用1000 * 500 240kg	"									13,590	13,590	50.0%	6,700	6,700	
自由勾配側溝用	車道用300 * 495 17.6kg	枚									12,880	12,880	50.0%	6,400	6,400	
グレーチング T-2	車道用400 * 495 23.4kg	"									17,280	17,280	50.0%	8,600	8,600	
"	車道用500 * 495 34kg	"									21,790	21,790	50.0%	10,800	10,800	
"	車道用800 * 495 57.7kg	"									54,380		27,100	27,100		
"	車道用1000 * 495 75kg	"									68,900		34,400	34,400		
鉄筋COU型(等厚側溝)	300 * 300 * 2000 1種 252kg	本	8,430	8,430	50.0%	4,200							4,200	4,200	4,200	
"	300 * 300 * 2000 3種 横断用302kg	"	10,750	10,750	50.0%	5,300	10,750	10,750	50.0%	5,300			10,750	5,300	5,300	

